

工場立地法に基づく市準則条例の改正(案) に対する意見と市の考え方

< 意見募集期間 >

平成25年12月16日(月)～平成26年1月22日(水)

< 意見提出者数 >

4人

< 意見数 >

4件

< 重複緑地の算入率の緩和について > 4件

改正(案)に対する意見(要旨)	件数	市の考え方
市街地では、緑地の確保は重要だと考えるので、算入率の緩和はするべきではないと考える。	1	今回の改正では、環境保全と産業振興のバランスを考慮し、多様な緑地整備を可能とするため、緑地面積に算入することができる重複緑地の算入率を引上げることとしております。
企業活動をより活発化する意味で、近年の工場は従前の工場よりも環境負荷が低減されているケースがほとんどなので、もっと緩和されると良いと思います。	1	今回の改正では、環境保全と産業振興のバランスを考慮し、重複緑地の算入率を引上げることとしております。 更なる緩和につきましては、国が定める「緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準」等を踏まえ、その可能性について議論してまいりたいと考えております。
産業施設を誘致する観点から、工場進出に有利となると見込まれ、規制緩和は有利な措置と考えます。	1	環境保全に配慮しつつ、工場が立地しやすい環境を整えることで、市内の産業振興を目指してまいります。
以下理由により工場敷地の緑地面積算定方法の緩和(25% 50%)は有効と考えます。 ・屋上やパイプ下等を緑地として算定に組み入れるが、これらも実質緑地であり現実的な考え方である。 ・神奈川県条例改正との整合性を維持し企業側の無用な混乱が防げる。	1	環境保全に配慮しつつ、工場が立地しやすい環境を整えることで、市内の産業振興を目指してまいります。